

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(しょうがい共済)

はじめに

本資料の一番の目的は、皆様に扶養共済の存在を認知していただくこととしております。
利用者様等からご相談等がございましたら、障がい福祉課障がい手当係（011-211-2936）又は資料末尾の連絡先をご案内ください。

また、資料内でご不明な点がございましたら、同連絡先にお問い合わせください。

令和3年度 集団指導

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課障がい手当係

制度の概要

この制度は、障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と、相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、親亡き後の障害のある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を図る目的で生まれたものです。

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

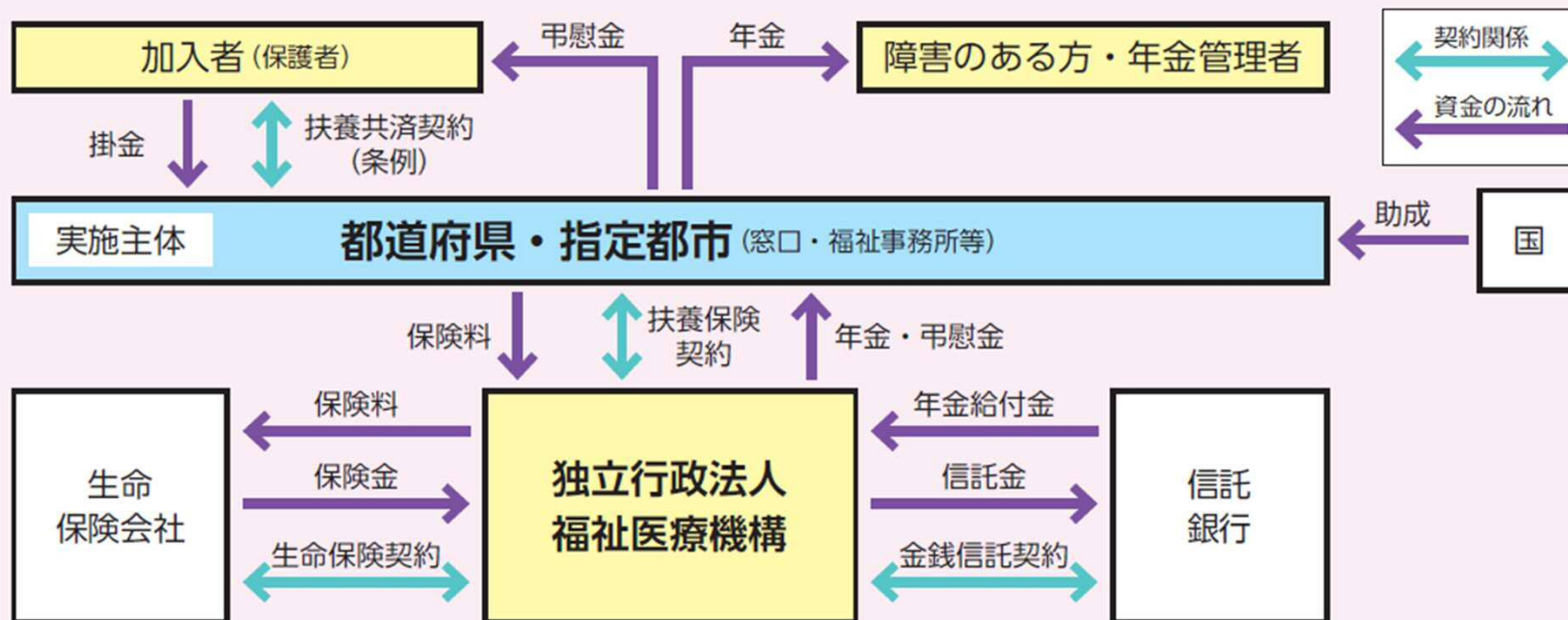
▶ 制度の主な特色

- * 都道府県・指定都市が条例に基づき実施している任意加入の制度です。
- * 加入者(保護者)が死亡し、または重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円(2口加入の場合は4万円)の年金が生涯にわたって支給されます。
- * 付加保険料(保険に係る経費分)を徴収していないので、掛金が低廉となっています。
- * 掛金の免除制度があります。
- * 加入者(保護者)が都道府県・指定都市に支払う掛金全額が所得控除の対象になります。
- * 障害のある方が受け取られる年金については所得税及び地方税がかかりません。また、生活保護を受給される場合にもこの年金は収入認定されません。
- * 全国の都道府県・指定都市で加入でき、転出(引っ越し)した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。

制度の仕組み

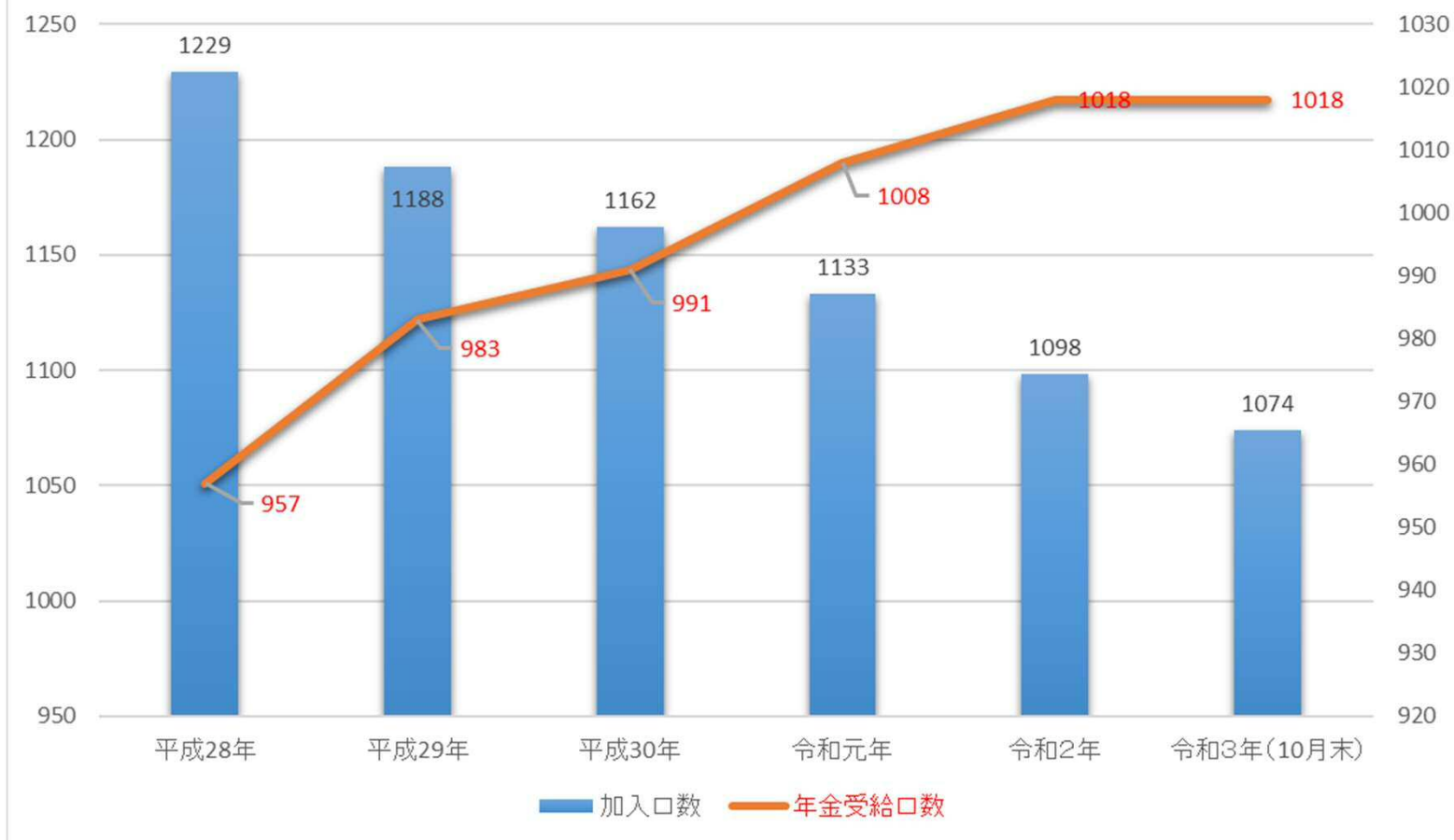
都道府県・指定都市が加入者（保護者）に対して負っている責任を、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」といいます。）が保険しています。

機構は、生命保険会社・信託銀行との間でそれぞれ生命保険契約・金銭信託契約を締結し、加入者（保護者）の掛金を管理・運用しています。



※機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

札幌市における加入口数及び年金受給口数の推移



加入者増加へ向けて制度の周知と理解の促進が必要な状況となっている。

1. 加入者(保護者)の要件

障害のある方(「2. 障害のある方の範囲」を参照してください。)を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など)であって、**次のすべての要件を満たしている方が対象となります。**
生活保護を受けている方もご加入いただけます。

(1) お申し込みをされる都道府県・指定都市に住所があること。

(2) 加入時(口数を追加される場合は、口数追加時)の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。

例：4月5日に満65歳になる方は、4月1日時点では64歳ですので、この方の場合、65歳になった翌年の3月までご加入いただけることとなります。

(3) 特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

*健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。

(4) 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

2. 障害のある方の範囲

対象となるのは、次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です（年齢制限はありません）。

(1) 知的障害

(2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害

(3) 精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方

1. 掛金月額

(1) 掛金の月額は、加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。具体的な金額は下表のとおりです。

例：6月6日で40歳になられた方がその年の10月に加入した場合、4月1日時点では39歳ですので、「35歳以上40歳未満」の掛金が適用されます。

加入時の年度の 4月1日時点の年齢	35歳未満	9,300円
	35歳以上 40歳未満	11,400円
	40歳以上 45歳未満	14,300円
	45歳以上 50歳未満	17,300円
	50歳以上 55歳未満	18,800円
	55歳以上 60歳未満	20,700円
	60歳以上 65歳未満	23,300円

【注意】

制度の見直しにより、掛金が改定される場合がありますので、お申し込み前に都道府県・指定都市へ必ずご確認ください。

(2) 掛金は定められた日（加入者が途中で死亡、または重度障害と認められた場合はその日）までに定められた方法で、掛金免除（「2. 掛金の免除」を参照してください。）になるまでの期間または脱退月まで払い込む必要があります（既に払い込んだ掛金は返還されません）。

(3) 掛金の全額が所得税および地方税の対象となる所得から控除されます。

年金給付金の支給について

加入者がお亡くなりになった、または重度障害状態に該当したと認められた時は、障害のある方に生涯にわたって年金が支給されます。

1. 年金支給額

- 1口:月額2万円(年額24万円)
- 2口:月額4万円(年額48万円)



※制度の見直しにより、年金が改訂される場合もありますので、お申し込み前に都道府県・指定都市へ必ずご確認ください。

2. 年金支給要件

加入者が障害のある方の生存中にお亡くなりになられた時、または加入日(後から口数を追加された分については口数追加日)以後の疾病または災害を原因として、次のいずれかの重度障害状態に該当していると認められた時は、その月の分から障害のある方に年金が支給されます。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- ③両上肢を手関節以上で失ったもの
- ④両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑤一上肢を手関節以上で失い、かつ一下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑦両下肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑧十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- ⑨両耳の聴力を全く永久に失ったもの



【注意】この制度は障害者手帳、障害年金等とは異なる制度です。そのため、重度障害にかかる基準も異なりますので、申請を別途行っていただく必要があります。

3. 年金の支給対象期間

加入者がお亡くなりになった、または重度障害状態に該当したと認められた月の分から、障害のある方がお亡くなりになる月の分までとなっています。

※加入者や障がいのある方がお亡くなりになる時期によっては、保険料掛金支払額よりも年金受給額が少なくなる場合があります。また、障がいのある方が加入者よりも先に亡くなった場合は年金は受給できません(次ページの弔慰金参照)。

弔慰金について

1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになられた時は、加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に弔慰金が支給されます（詳細は表1をご覧ください）。加入者と障害のある方が同時にお亡くなりになられた場合にも、弔慰金が支給されます。

なお、加入者の生存中（同時にお亡くなりになられた場合も含む）に障害のある方がお亡くなりになられた時は、年金は支給されません。

※弔慰金については、所得税及び地方税ともに非課税の措置がとられています。
また、生活保護の収入認定においては、収入として認定されない取り扱いとなっています。

表1：弔慰金（1口当たり）

加入期間	1年以上 5年未満	50,000円
	5年以上 20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円



- 【注意】・制度の見直しにより、弔慰金の額が改定されることがあります。
- ・掛金のお支払いは障害のある方がお亡くなりになった月の分まで必要です（掛金免除・減免になっている場合は除く）。
 - ・既にお支払いになられた掛金は返還されません。

脱退一時金について

5年以上加入した後、加入者からのお申し出によりこの制度から脱退した時、または加入口数を2口から1口に減らした時は、加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に脱退一時金が支給されます（詳細は表2をご覧ください）。

なお、この制度は、口数ごとに脱退することができますが、脱退した分の年金は支給されません。

表2：脱退一時金（1口当たり）

加入期間	5年以上 10年未満	75,000円
	10年以上 20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円

- !** 【注意】・制度の見直しにより、脱退一時金の額が改定されることがあります。
- ・掛金のお支払いは脱退される月の分まで必要です（掛金免除・減免になっている場合は除く）。
 - ・既にお支払いになられた掛金は返還されません。
 - ・脱退一時金は、所得税及び地方税の課税対象となります。また、生活保護の収入認定においては、収入として認定されます。

加入の手続きについて

1. 新規加入 (初めて加入する時)

保護者の方がお住まいの地域にある福祉事務所、市区町村役場等の窓口にて、次の書類を添えてお申し込みください。

- (1) 加入等申込書
- (2) 住民票の写し (申込者及び障害のある方それぞれに必要です)
- (3) 申込者 (被保険者) 告知書 (申込者の健康状態を告知する書類です)
- (4) 障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類 (身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等)
- (5) 年金管理者指定届書 (障害のある方が年金を管理することが困難な時)



【注意】 加入承認日は毎月1日となります。また、承認までには加入申し込みから1～2か月程度を要します。

制度の詳細な内容については、「心身障害者扶養共済条例」「重要事項のご説明」をご確認いただき、その内容をご理解の上でお申し込みください。

2. 口数追加 (既に1口加入している方が、新たに2口目の申し込みをする時)

上記1の(1)と(3)の書類が必要です (加入口数の限度は、障害のある方1人につき2口までです)。

「障害者扶養共済制度」の 4 つのメリット

(しょうがい共済)

毎月2万円
の終身年金

↓
加入者(保護者)が死亡、
または重度障害になった
ときに、障害のある方に
毎月2万円が生涯にわ
たって支給されます。

(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事
務経費などの「付加保険
料」が必要ないため、掛
金が安くなっています。

税制優遇

加入者(保護者)が支払
う掛金は所得控除の対
象になります。

公的制度
だから安心

都道府県・指定都市が
実施している任意加入
の制度です。

【掛金の減免制度について】

札幌市では、掛金の払込が困難な方に対し、掛金の減免を行っています。

加入者が、以下の条件に該当する場合、減免申請を行った翌月から掛金が減免となります。減免期間は8月1日から翌年の7月31日までの1年間です。一度減免の申請を行い、翌年も引き続き減免の条件を満たす場合でも、毎年申請が必要となります。

申請先は、お住まいの区の保健福祉課福祉助成係となります。減免割合は以下のとおりです。

- 1 生活保護を受けている場合・・・10割（全額）減免
- 2 加入者及びその配偶者が市民税非課税の場合・・・5割減免
- 3 加入者及びその配偶者が市民税所得割非課税の場合・・・3割減免

【加入の相談や問合せについて】

お住まいの区の保健福祉課福祉助成係へ

区役所名	電話番号	FAX番号
中央区役所	011-205-3302	011-231-2346
北区役所	011-757-2462	011-757-2411
東区役所	011-741-2461	011-741-0145
白石区役所	011-861-2446	011-861-2608
厚別区役所	011-895-2474	011-895-0186
豊平区役所	011-822-2453	011-833-4096
清田区役所	011-889-2037	011-889-2703
南区役所	011-582-4741	011-584-9008
西区役所	011-641-6943	011-641-0372
手稲区役所	011-681-2487	011-694-0530